佐賀県果樹試験場における研究費の管理運営体制について

佐賀県果樹試験場長

佐賀県果樹試験場では、研究費（国等の競争的資金などの公的研究費を含む。以下同じ。）の執行について、地方自治法、佐賀県財務規則、県の予算制度等に基づき適正に行っていますが、当場における研究費の適正な管理の更なる充実を図るため、文部科学省・農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理監督のガイドライン（実施基準）」（H19.2.15 文部科学省科学技術・学術政策局長通知）（H19.10.1 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づき、研究費の管理・運営体制を定めました。

【佐賀県果樹試験場の運営・管理責任者】は次のとおりです。

１　最高管理責任者：佐賀県果樹試験場長
（機関全体を統括し、研究費の管理・運営について最終責任を負う者）

２　統括管理責任者：佐賀県果樹試験場副場長
（最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について機関全体を統括する指導責任と権限を持つ者）

３　コンプライアンス推進責任者：佐賀県果樹試験場副場長
（研究費の不正防止対策、コンプライアンス教育、研究費の管理・執行に関するモニタリング等を実施する者）

【事務処理手続に関する相談受付窓口】は次のとおりです。

◇　佐賀県果樹試験場総務担当
〒８４５-００１４
佐賀県小城市小城町晴気９１
電　話：０９５２－７３－２２７５　　ＦＡＸ：０９５２－７１－１０２０
電子メール：kajushiken@pref.saga.lg.jp

【研究費の適正使用に関する相談・通報受付窓口】は次のとおりです。

◇　佐賀県農林水産部農政企画課
〒８４０－８５７０
佐賀県佐賀市城内１－１－５９
電　話：０９５２－２５－７２５７　　ＦＡＸ：０９５２－２５－７２９０
電子メール：nouseikikaku@pref.saga.lg.jp

◇　佐賀県ほっとライン（公益通報制度）
https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00320108/index.html
県職員が、その仕事をするにあたって、法令違反など県民の信頼を損なうようなことをしている」等の事実がある場合、そのことを相談・通報していただける窓口です。具体的には弁護士が窓口になります。

①県庁ホットラインに関する問い合わせ先

〒８４０－８５７０

佐賀県佐賀市城内１－１－５９

佐賀県総務部人事課

電　話：０９５２-２５-７０１１　　ＦＡＸ：０９５２－２５－７２６９１

電子メール:jinji@pref.saga.lg.jp

②県民窓口

〒８４０－０８２５

佐賀市中央本町１番10号　ニュー寺元ビル三階

松尾弘志法律事務所　松尾弘志弁護士

電子メール：k-hotline@pref.saga.lg.jp

〇封書での通報の場合には、封筒に「親展」「公益通報」と朱書きしてください。

〇電子メールでの通報の場合は、メール件名に「公益通報」と記載してください。

（メールは松尾弁護士のみが受信します。メールの件名に「公益通報」の記載が無い場合、通報メールとして確認できないことがありますので、必ず記入してください。）

※通報の様式は特にありません。ただし、通報にあたっては、相談・通報される方の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究担当、不正行為及び不正行為の態様、不正とする根拠等について確認させていただくとともに、調査に当たってご協力を求める場合があります。

なお、告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。

果樹試験場における研究費の管理運営体制



研究費適正管理計画推進チーム

機関全体の観点から実態を把握・検証し、関係機関と協力して、研究費の適正管理に対する改善策を講じる

監査委員による監査

地方自治法第199条の監査の実施

監査委員

研究費の適正使用の相談・通報窓口

研究費の適正使用に関し、試験研究機関内外からの相談・通報を受け付ける窓口

- 佐賀県農林水産部 農政企画課企画担当
- 佐賀県庁ほっとライン 佐賀県政策部広報広聴課広聴担当